

島根大学医学部附属病院個人情報取扱要項

[平成29年7月19日制定]

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人島根大学個人情報取扱規則（平成17年島大規則第25号。以下「取扱規則」という。）第45条の規定に基づき、島根大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定める。

(保護管理者)

第2条 取扱規則第5条に基づき、附属病院に保護管理者を置き、島根大学医学部附属病院副院長（安全管理担当）をもって充てる。

2 保護管理者は、附属病院の保有個人情報を適切に管理する任に当たる。

(保護担当者)

第3条 取扱規則第6条に基づき、附属病院に保護管理者が指名する保護担当者を置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、保護管理者と同等の権限を持って保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(職員等の責務)

第4条 職員等（保有個人情報を取り扱うことのある大学院生、学生を含む。）は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定め並びに部局保護責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(保有個人情報の運用)

第5条 島根大学医学部附属病院が定める「個人情報保護マネジメントシステム」に対応し、適切な個人情報保護を行う。

(医学系研究)

第6条 医学系研究の実施に伴い個人情報を取扱う場合は、医学系研究に関する指針等（別表）及び関連法令等を遵守しなければならない。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、保有個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、平成29年7月19日より実施し、平成29年5月30日から適用する。

別表（第6条関係）

医学系研究に関する指針等

- 1 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針
- 2 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
- 3 遺伝子治療等臨床研究に関する指針
- 4 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方
- 5 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針
- 6 異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針
- 7 ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針
- 8 疫学研究に関する倫理指針
- 9 臨床研究に関する倫理指針
- 10 ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針